

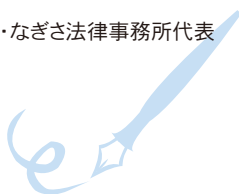


弁護士

中西良一

(なかにしりょういち)

・なぎさ法律事務所代表



相談事例から見てくる債権管理のポイント(後編)

債権管理は、①債権の存在を示す文書の作成・受領・保管②時効の管理③与信の管理④現実の回収方法の確保の4つに分けて考えると分かりやすいと思います。後編の今回は③と④についてお話しします。

●与信の管理

与信の管理は、掛けでものを売る等の信用取引を始める前に、取引の相手を調査し、付与できる信用(与信)の限度を定め、これに応じた取引額を設定しておくことから始まります。その上で、取引中は、未収金残高に常に注意し、これが上記設定額を超えた場合にはそれ以上の掛け売りをしない。こうすることで、設定額を超えた場合、取引の継続を望む相手に一度清算を求めることで未収金の回収をしやすくなります。回収までできなくともそれ以上未収金が増大することを防ぎ、回収不能になった場合の損失を最小限にとどめることができます。ここで未収金の清算に応じない相手との取引は停止するか現金取引に切替えます。何らかの理由で信用取引を継続しなければならない場合には追加する与信枠に応じた(追加)担保等の設定を求めることを検討します。

●多様な回収方法の確保

(1) 債務者の所有不動産への抵当権設定

通常、任意の支払いに応じない債務者の財産から債権を回収しようとする場合、判決等の債務名義を取得した上で強制執行の申立をしなければなりません、これには費用と時間を要します。

しかし、あらかじめ、(根) 抵当権を設定しておけば、訴訟等で債務名義を取得する手続を経ずに競売の申立をすることができ、費用も時間も節約できます。また、相手が倒産した場合にも多くの場合、こうした(根) 抵当権の設定は有益なものになります。

(2) 第三者の財産からの回収

支払遅滞の理由が債務者の経済的事情にある場合、既に債務者に資力が残っていないことから、通常、債務者本人からの回収は困難を極めます。

もともと、債権はあくまで債務者との関係での権利です。債務者以外の第三者に対し、債務の履行を当然に請求することはできません。これは債務者が法人である場合の代表者、自然人である場合の家族についても同様です。

そこで、債権者としては、取引の実情にあわせ、債務者以外の第三者の財産からも債権回収をできるように、第三者に連帯保証人になってもらったり、第三者の不動産に(根) 抵当権等の担保設定をしておく必要があります。

こうした担保等を設定する場合には、第三者の資力や不動産の価値を事前に調べ、いざというときの担保として実効性のあるものにしておくことが大切です。また、連帯保証人を付ける場合、保証人からあとで保証を否認されることのないよう、身分証等で保証人本人であることを確認し、保証人には面前で保証人欄に署名をもらい、押印も実印を用いて印鑑証明書の添付を求めるのが無難です。

(3) その他の担保制度の検討

現実には、事前の担保設定は難しいという場合もあると思います。こうした場合、債権回収のための選択肢が限定されることは否めません。ただ、汎用性や使い勝手で抵当権等に比べて劣るものの、事前の担保設定がなくても法律上当然に認められる担保やその他の使える制度もあります。

例えば、商品を買ったけれど代金を払ってくれないという場面では動産売買先取特権という権利が認められ、売主は一定の法的手続を経ることで、他の債権者に優先してその商品に関して代金等を回収できる場合があります。実際には、同権利は、行使に時期的な制約があり、使える場面は限定されますが、利用できる事案では有効に活用したい担保の1つです。

ところで、この動産売買先取特権の行使の場面でも、通常、契約書や納品書等の①で述べた基本書類等を整備しておくことが重要な意味をもってきます。

債権回収の場面では事案に応じて使える手段を個別に検討するわけですが、このように、その前提として、これまで2回にわたりお話ししてきた①～④の各点が大切になってきます。